



兵庫労働局発表

令和3年3月1日（月）

【照会先】兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

課長 木村智光

課長補佐 鳥海晃司

労働紛争調整官 増田乾成

（電話）078-367-0820

報道関係者 各位

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」における相談状況について（第13報）

～1年間で5万5千件を超える労働相談が寄せられています～

兵庫労働局（局長 荒木祥一）では、令和2年2月14日から「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設していますが、本年2月19日時点における相談状況を取りまとめましたので、公表します。

1. 相談件数

55,810件（詳細は別表のとおり）

2. 相談者の内訳

事業主 42,166人（77.7%）労働者 7,118人（13.1%）社会保険労務士 3,304人（6.1%）

3. 相談内容

雇用調整助成金 40,081件（71.8%）、休業（休業手当等）5,636件（10.1%）、賃金 1,472件（2.6%）、解雇・雇止め 1,371件（2.5%）、母性健康管理措置等 1,074件（1.9%）、休業支援金・給付金 878件（1.6%）

4. 業種

製造業 10,941人、飲食業 6,830人、卸小売業 5,399人、医療・福祉業 2,451人、宿泊業 1,625人

5. この1年における相談傾向

感染症拡大や緊急事態宣言のタイミングで労働相談が集中する傾向にあり、令和2年4月をピークに減少傾向が続いていたが、令和3年1月から再び増加に転じている。「雇用調整助成金」の申請手続きに関する事業主からの労働相談が全体の7割を占め、労働者からは、長引くコロナ禍の影響により、「労働基準法第26条に基づく休業手当が支払われない」「賃金等の労働条件を引き下げられた」との労働相談が多い。

6. 今後の兵庫労働局の取組

今後も相談内容を丁寧に聞き取り、労働関係法令の的確な説明、個別労働紛争解決促進制度の活用によりトラブルの解決を図る。また、法違反が疑われる場合の所轄部署への確実な取次ぎや、国による各種支援策の拡充や期間延長等の情報提供等に努めていく。

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設しました。

兵庫労働局は、新型コロナウイルス感染症にかかる労働問題(労働条件、安全衛生、雇用の維持・確保に関する助成金等)に関する特別相談窓口を令和2年2月14日より開設しています。

また、利用者の皆さまに来庁いただくことなく、電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請が可能ですので、積極的な活用をお願いします。

1 兵庫労働局総合労働相談コーナー(雇用環境・均等部指導課内) 電話 078-367-0850

＜受付時間＞ 9時00分～17時00分 ※土日祝・年末年始除く

＜相談内容＞ 新型コロナウイルス感染症の影響による一般的な労働相談

各労働基準監督署の総合労働相談コーナーにも特別相談窓口を設置しています。

☆労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、兵庫労働局の雇用環境・均等部指導課にお問い合わせください(電話 078-367-0820)。「働き方・休み方改善コンサルタント」による、特別休暇の導入にあたってのコンサルティングも実施しています(無料)。

2 ハローワーク助成金デスク(職業安定部職業対策課) 電話 078-221-5440

＜受付時間＞ 8時30分～17時15分 ※土日祝・年末年始除く

＜相談内容＞ 雇用の維持・確保に関する助成金に関する相談

各ハローワーク(出張所除く)にも相談窓口を設置しています(主に職業相談、雇用保険)。

3 母性健康管理措置等に係る特別相談窓口(雇用環境・均等部指導課) 電話 078-367-0820

働く妊婦の方に対する『母性健康管理措置』や当該措置による『休暇取得支援助成金』にかかる女性労働者や事業主からの相談窓口を開設しています(期間:令和2年10月1日～令和4年1月31日)。

＜受付時間＞ 8時30分～17時15分 ※土日祝・年末年始除く

4 小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口(雇用環境・均等部指導課) 電話 078-367-0850

「企業に当該助成金を利用してもらいたい」等労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけを行っています(期間:令和2年11月24日～令和3年3月31日)。

＜受付時間＞ 8時30分～17時15分 ※土日祝・年末年始除く

5 職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー(労働基準部健康課) 電話 078-367-9153

New 職場における新型コロナウイルス感染症対策に関する事業主と労働者からの相談に対応しています。

＜受付時間＞ 8時30分～17時15分 ※土日祝・年末年始除く

6 その他の相談窓口

労働問題以外の相談については、厚生労働省では以下の相談窓口を設けています。

厚生労働省の電話相談窓口 電話 0120-565653(フリーダイヤル)

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、電話相談窓口を設置しております。

＜受付時間＞ 9時～21時(土日祝も実施)

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金等の申請に関する問合せを受け付けています。

＜電話番号＞ 0120-603999 <受付時間> 9時～21時(土日祝も実施)

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請に関する問合せを受け付けています。

＜電話番号＞ 0120-221276 <受付時間> 8時30分～20時(月～金)、17時15分(土日祝)

【新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談状況（令和2年2月14日～令和3年2月19日）】

別表

		集計	令和2年										令和3年		
			2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2/1~2/19
相談者	合計	54,275 人	110 人	1,764 人	10,812 人	9,754 人	7,266 人	4,503 人	3,696 人	3,155 人	2,668 人	2,481 人	2,396 人	3,244 人	2,426 人
	事業主	42,166 人	74 人	1,079 人	7,390 人	6,687 人	5,873 人	3,615 人	3,138 人	2,812 人	2,417 人	2,183 人	2,112 人	2,742 人	2,044 人
	労働者	7,118 人	13 人	400 人	2,118 人	1,543 人	1,019 人	649 人	329 人	193 人	102 人	109 人	152 人	266 人	225 人
	社会保険労務士	3,304 人	15 人	169 人	708 人	963 人	238 人	158 人	195 人	132 人	133 人	143 人	121 人	187 人	142 人
	労働者の家族・知人	597 人	7 人	21 人	237 人	140 人	71 人	41 人	9 人	3 人	3 人	34 人	5 人	21 人	5 人
	その他（地方自治体・経済団体等）	1,090 人	1 人	95 人	359 人	421 人	65 人	40 人	25 人	15 人	13 人	12 人	6 人	28 人	10 人
相談内容	合計	55,810 件	117 件	1,946 件	11,328 件	10,086 件	7,493 件	4,573 件	3,745 件	3,182 件	2,687 件	2,495 件	2,414 件	3,297 件	2,447 件
	雇用調整助成金	40,081 件	29 件	733 件	6,251 件	6,767 件	5,669 件	3,464 件	3,107 件	2,770 件	2,385 件	2,150 件	2,124 件	2,713 件	1,919 件
	休業（休業手当等）	5,636 件	43 件	331 件	2,231 件	1,342 件	725 件	288 件	140 件	77 件	34 件	119 件	77 件	154 件	75 件
	賃金	1,472 件	0 件	26 件	534 件	411 件	233 件	129 件	39 件	21 件	10 件	11 件	12 件	31 件	15 件
	解雇・雇止め	1,371 件	5 件	46 件	405 件	368 件	196 件	108 件	66 件	47 件	35 件	15 件	22 件	39 件	19 件
	母性健康管理措置等	1,074 件				26 件	79 件	128 件	133 件	113 件	111 件	97 件	66 件	195 件	126 件
	休業支援金・給付金	878 件					155 件	259 件	135 件	69 件	54 件	32 件	25 件	45 件	104 件
	休暇（年次有給休暇含む）	613 件	6 件	139 件	205 件	115 件	75 件	25 件	16 件	6 件	2 件	6 件	8 件	8 件	2 件
	その他（労働時間・安全衛生等）	4,685 件	34 件	671 件	1,702 件	1,057 件	361 件	172 件	109 件	79 件	56 件	65 件	80 件	112 件	187 件
業種	合計	54,275 人	110 人	1,764 人	10,812 人	9,754 人	7,266 人	4,503 人	3,696 人	3,155 人	2,668 人	2,481 人	2,396 人	3,244 人	2,426 人
	製造業	10,941 人	23 人	298 人	1,542 人	1,311 人	1,304 人	1,071 人	906 人	844 人	839 人	779 人	716 人	792 人	516 人
	飲食業	6,830 人	4 人	96 人	1,521 人	1,532 人	947 人	463 人	398 人	358 人	222 人	203 人	198 人	430 人	458 人
	卸小売業	5,399 人	4 人	126 人	1,114 人	1,066 人	717 人	418 人	294 人	358 人	253 人	251 人	236 人	334 人	228 人
	医療・福祉業	2,451 人	10 人	91 人	577 人	398 人	300 人	199 人	166 人	131 人	103 人	123 人	107 人	155 人	91 人
	宿泊業	1,625 人	5 人	95 人	299 人	313 人	215 人	172 人	84 人	81 人	66 人	55 人	66 人	90 人	84 人
	道路貨物運送業	1,252 人	3 人	16 人	151 人	144 人	169 人	108 人	112 人	98 人	96 人	94 人	92 人	107 人	62 人
	道路旅客運送業	760 人	10 人	48 人	147 人	132 人	85 人	59 人	50 人	24 人	41 人	36 人	32 人	50 人	46 人
	労働者派遣業	748 人	4 人	47 人	185 人	109 人	104 人	76 人	59 人	39 人	32 人	19 人	25 人	34 人	15 人
	その他（業種不明含む）	24,269 人	47 人	947 人	5,276 人	4,749 人	3,425 人	1,937 人	1,627 人	1,222 人	1,016 人	921 人	924 人	1,252 人	926 人

新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談における助言・指導事例

事例 1	年次有給休暇に係る助言・指導
概要	<p>相談者の同居家族が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、相談者は保健所から濃厚接触者として特定され、PCR 検査を受けた。結果的に陰性であったものの、保健所から家族と接触した後 14 日間は外出を自粛する等健康状態に配慮するよう指示されたため、その指示に従い、先日職場に復帰した。すると、会社を休んでいた 14 日間は、労働基準法第 39 条に基づく法定の年次有給休暇を取得したのものとして、勝手に処理されていた。</p> <p>年次有給休暇は別の機会で利用する予定であるので、勝手に消化されると困る。個別労働紛争解決促進制度を利用して、会社側と話したい。</p>
助言・指導の内容・結果	<p>労働基準法では、「2019 年4月から、年 10 日以上 of 年次有給休暇が付与される労働者(管理監督者を含む)に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられた」ことを受け、会社側は当該条項を遵守するため、一方的に年次有給休暇をこの時期に割り当てたとの見解であった。</p> <p>これに対して、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 年次有給休暇は、労働者の請求する時季に与えなければならず、使用者は、事業の正常な運営を妨げる場合においてのみ時季変更権が認められる(労働基準法第 39 条第5項)ことが大原則 ② 「年5日について、使用者が時季を指定して取得させる」には、休暇に関する事項は就業規則の絶対的記載事項の一つであるため、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、あらかじめ記載しなければならないこと ③ 時季指定を行うにあたっては労働者の意見を聴取しなければならず、できる限り労働者の希望に沿った取得時季になるよう、聴取した意見を尊重するよう努めなければならないこと <p>を説明。最終的に、会社は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方的に年次有給休暇を割り当てた行為は間違った事務処理であったことを認め、今般、新設した特別休暇制度で有給処理を行う ・ 時季指定等については、今後、就業規則を改定し整備することとなり、改善が図られた。